

独立行政法人水資源機構かんがい排水災害復旧事業費補助金交付要綱

平成16年4月1日付け15農振第2423号
最終改正 令和3年4月1日付け2農振第2978号

独立行政法人水資源機構理事長 殿

農林水産事務次官

(通則)

第1 農林水産大臣は、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第35条に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が管理する水資源開発施設又は愛知豊川用水施設（以下「水資源開発施設等」と総称する。）の災害復旧工事に要する経費に対し、予算の範囲内において、機構に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及び補助率は、別記のとおりとする。

(申請手続)

第3 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第4 第3の申請書には、令第3条第2項の書類を添付することを要しない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度農林水産大臣が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第6 農林水産大臣は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、機構に対しその旨を通知するものとする。

2 第3の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 機構は、第3の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 機構は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて農林水産大臣の承認を受けることができる。

3 農林水産大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 施行箇所の変更

(2) 施行箇所ごとの費目別の事業費の30パーセントを超える増減

(3) 工事費から一般管理費及び事務費への流用による工事費の減

(事業遅延の届出)

第11 機構は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を受けようとする場合には、別記様式第3号による遅延届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第12 法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、農林水産大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、機構に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第13 機構は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を農林水産大臣及び官署支出官（農林水産省大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第14 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、機構は、補助事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 機構は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15 農林水産大臣は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。
- 2 農林水産大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第16 機構は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、農林水産大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。
- 2 農林水産大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第17 農林水産大臣は、第9第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 機構が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 機構が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 農林水産大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割

合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18 機構は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 機構は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

別 記

1. 経 費

水資源開発施設等災害復旧工事事務取扱要綱（平成16年2月16日付け厚生労働省発健第0216005号、15農振第2210号、平成16・02・05地第1号、国水策第139号、国河環第106号）第6の災害復旧工事計画書に基づく災害復旧工事に要する経費であってかんがい排水に係る部分の額のうち災害（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。）によって必要を生じた工事で災害にかかった施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とするもののうち1箇所施設のうちのかんがい排水に係る部分についての工事の費用が40万円以上のもの又は災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに

代るべき必要な施設をすることを目的とするもののうち1箇所の施設のうちかんがい排水に係る部分についての工事の費用が40万円以上のもの(これらの場合において、一の施設について災害にかかった箇所が150メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事及び一の施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は2以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施工することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは、1箇所の工事とみなす。)に係る部分の額とする。ただし、次の(1)に掲げる災害に係る工事及び(2)に掲げる工事に係る部分の額は除く。

(1) 次のアからウまでの一に該当する災害

ア 河川の出水による災害にあつては、被災当時における被災施設の所在箇所の水位が警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さをいう。)の5割程度の水位)未満の場合に生じた災害。ただし、流木、転石、河状の変化等が被災の原因となった場合若しくは河床の低下等河状の変動により警戒水位が不適當な場合又は融雪出水のように比較的長期にわたる場合はこの限りでない。

イ 降雨による災害にあつては、被災の当時における最大24時間雨量が80ミリメートル未満であった場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80ミリメートル未満であっても、連続雨量若しくは時間雨量が大であった場合又は上流地域の異常降雨による河川等の洪水若しくは増水によって発生した場合は、この限りでない。

ウ 暴風による災害にあつては、最大風速が15メートル未満であった場合に生じた災害

(2) 次のアからタまでの一に該当する工事

ア 石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事

イ 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み、石張り等差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみ工事

ウ 隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂の修繕のみ工事

エ 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみ工事又はその少量の脱石の補充のみ工事

オ 少量の捨石の補充のみ工事

カ 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安全に支障がない程度の低下をいう。

キ 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防

について「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。

- ク 道路の付属物（柵及びこま止め）のみに係る工事
- ケ 橋梁の高欄、橋梁又は隧道の点灯設備のみに係る工事
- コ 道路の路面又は側溝のみに係る工事
- サ 車馬の交通の著しい妨げのない道路上の崩土のたい積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が1.2メートル以上残されたものをいう。）のみに係る工事
- シ その他アからサまでに掲げるものに類する施設の維持工事とみるべき工事
- ス 柵工、枠工、木工沈床、木橋等の著しい腐朽により、これらの施設に生じた災害に係る工事
- セ 水門、樋門等河川に設けられた施設の操作その他管理の著しい不良により当該施設に生じた災害に係る工事
- ソ 堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害に係る工事
- タ その他著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係る工事でスからソまでに類するもの

2. 補助率

1. 経費の額の100分の65とする。ただし、水資源開発施設等以外の一般の農業用施設の災害復旧事業費に対する国庫補助率に比して均衡を失すると認められるときは、別に通知する割合とする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

年度水資源開発施設等災害復旧事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

年発生災害に係る 年度水資源開発施設等災害復旧工事を下記により実施したいから、補助金 円を交付されたく、独立行政法人水資源機構かんがい排水災害復旧事業費補助金交付要綱に基づき申請する。

記

- (1) 工事の名称 ○○○災害復旧工事
- (2) 工事の内容 (別紙1のとおり)
- (3) 経費の配分及び補助金の算出基礎 (別紙2のとおり)
- (4) 収支予算書 (別紙3のとおり)
- (5) 事業完了予定年月日 年 月 日

経費の配分及び補助金の算出基礎

(単位：円)

箇所名	費目	工 種	本年度事業費			財 源 の 内 訳						工 期 年 月 日 年 月 日	摘 要	
			事業量	総事業費	うちかんがい 排事業費	水道負担額	発電負担額	農業負担額	農業負担額の内訳					
									国庫補助金	県 費	その他			
	工事費													
	〇〇〇													
	事務費													
	一般管理費													
	合計													

(注) 摘要欄に、各部門負担額の算出方法を記入すること。

収入支出予算書

(単位：円)

区 分		予 算 額	精 算 額	差引増△減	摘 要
収 入	水道負担額				
	発電負担額				
	農業負担額				
	国庫補助金				
	県費				
	その他				
	計				
支 出	工事費				
	〇〇〇				
	事務費				
	一般管理費				
	合 計				

- (注) 1. 被災箇所全箇所の合算額を記入すること。
 2. 補助金交付の申請をするときは、精算額の欄は記入する必要はない。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度水資源開発施設等災害復旧事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け〇〇農振第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、独立行政法人水資源機構かんがい排水災害復旧事業費補助金交付要綱第9の規定により申請する。

記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 工事の名称 | 〇〇〇災害復旧工事 |
| 2 工事の内容 | (別紙1のとおり) |
| 3 経費の配分及び補助金額の算出基礎 | (別紙2のとおり) |
| 4 収支予算書 | (別紙3のとおり) |
| 5 事業完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 6 理由書 | |

- (注) 1 金額の変更のない変更申請は〔 〕の部分を除く。
2 別紙1、2及び3は、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度水資源開発施設等災害復旧事業費補助金遅延届出書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、独立行政法人水資源機構かんがい排水災害復旧事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由

2 補助事業の遂行状況

箇所名	費目	計画高		事業の遂行状況					備考
				〇年〇月〇日までに完了したもの			〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費 A	国庫補助金	事業費 B	国庫補助金	進捗率 B/A	事業費	国庫補助金	
		円	円	円	円	%	円	円	

事業完了予定年月日 年 月 日

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

年度水資源開発施設等災害復旧工事遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

年度における遂行状況について下記のとおり報告する。

記

施行箇所名	費 目	計 画 高	出 来 高	計画高に対する比率	摘 要
	工事費	円	円	%	
	〇〇〇				
	事務費				
	一般管理費				
	合 計				

番 号
年 月 日

〇〇年度水資源開発施設等災害復旧事業費補助金概算払請求書

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、独立行政法人水資源機構かんがい排水災害復旧事業費補助金交付要綱第13の規定により、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注)

記

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 下線部は、第12第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

年度水資源開発施設等災害復旧事業費実績報告書

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった事業について、下記のとおり工事を実施したので、独立行政法人水資源機構かんがい排水災害復旧事業費補助金交付要綱第14第1項の規定に基づき報告する。(なお、併せて精算額 円の交付を請求する。)

記

- (1) 工事の名称 ○○○災害復旧工事
- (2) 工事の内容 (別紙1のとおり)
- (3) 経費の配分及び国庫補助金精算書 (別紙2のとおり)
- (4) 出来高調書 (別紙3のとおり)
- (5) 収支精算書 (別紙4のとおり)
- (6) 事業完了年月日 年 月 日

- (注) 1 別紙1の工事の内容及び別紙3の出来高調書は、申請時の額と精算額を比較対照できるよう申請時の額を()書にし、二段書とすること。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別紙 1

工事の内容 別記様式第1号の別紙1のとおりとする。

別紙 2

経費の配分及び国庫補助金精算

施行箇所名	事業費交付決定額	補助金交付決定額	精算事業費総額	精算国庫補助額	概算払受領総額	差引国庫補助金受領額（返還）	摘要
〇〇〇							
×××							
△△△							
計							

別紙 3

出来高調書 別記様式第1号の別紙2のとおりとする。

別紙 4

収支精算書 別記様式第1号の別紙3のとおりとする。

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度水資源開発施設等災害復旧事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、独立行政法人水資源機構かんがい排水災害復旧事業費補助金交付要綱第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

事業名	〇年度計画額		〇年度出来高		翌年度への繰越額		〇年度概算払受領額	補助事業の終了予定年月日	備考
	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金			
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

- 注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 〇年度計画額欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。